「基本協約締結拒否」都労委闘争勝利にあたって

東京都労働委員会は１１月１９日、ＪＲ東海労が基本協約締結を巡り不当労働行為救済を申し立てていた事件（都労委平成１９年不第５４号事件）について、ＪＲ東海労の主張を全面的に認めた救済命令を発した。

ＪＲ東海労は、運輸系統の社員運用の変更等、人事・賃金制度の改正について内容に不満はあるものの、会社に対して妥結を通告し、基本協約の締結を求めた。しかし会社は、ＪＲ東海労が主任レポートに反対していることを理由に基本協約の締結を拒否した。さらに、基本協約締結条件として、「新人事・賃金制度の根幹である主任レポート提出拒否、形骸化させるような運動をしていないことを明言すること」「主任レポートの提出拒否や主任レポートを形骸化させることは少なくとも協約締結中は行わないこと」「これを議事録として残すこと」の３点を私たちＪＲ東海労に突きつけたのである。それはまさに会社が私たちに対して、全面降伏を迫るものであった。

東京都労働委員会は、労働組合が協約締結にあたり、置かれた状況を考慮して不利になる部分も含め協約所定の拘束を受け入れる現実的な判断をなすことは常にあり得るとしたうえで、①会社が、「主任レポートが新人事・賃金制度の根幹をなす」と主張することは無理がある ②にもかかわらず、会社は主任レポートの作成と提出及びその遵守の確認という組合が受け入れがたい基本協約締結条件を示した ③それは主任レポートに反対するＪＲ東海労の運動を封じ込めるとともに、組合に基本協約を持たせず、組合員の労働条件について不安定な地位に留め置くことを意図した支配介入であり、これは不当労働行為にあたると判断したのである。

会社は、労働委員会命令を真摯に受け止め、ＪＲ東海労に対し陳謝するとともに労働組合に対する姿勢を反省し、直ちに基本協約を締結するべきである。都労委闘争を職場から共に闘い、支えて下さった全ての組合員に感謝し、命令と服従による職場支配体制を変革するためにさらに奮闘することを宣言する。

２００９年１１月１９日

ＪＲ東海労働組合